

## 過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金公募要領に関する Q&A(手続編)

### 【公募要領第3関係】

#### ・申請できる者の要件

Q) この事業は、建設業の許可を受けた建設業者しか申請することができませんか。

A)

建設業法により、建築業を営む者は、原則として許可(知事又は国土交通大臣)が必要ですが、軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者は、許可がなくても営業できるとされています。

本事業では、申請できる者の要件として基本的には許可を受けた建設業者であることとしていますが、建設業法において許可が不要な建設業を営む者が、許可が不要な物件を施工する場合については、許可を受けていない業者であっても、本事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、事業を的確に実施できる能力を有する者であれば申請できることとします。

### 【公募要領第4関係】

#### ・申請件数の上限

Q) 一事業者は最大何件の事業を申請することができますか。

A)

I 構造材、II 内装材、III 外構材のそれぞれの区分ごとに、原則として3件までとされています。したがって、全ての事業を行う場合、3件+3件+3件の9件まで申請することが可能です。

それぞれの区分で4件以上を申請する場合は、4件目の申請を行うまでに「クリーンウッド法」の登録を受ける(a)か、又は4件目以降の申請に係る物件に使用する木材が JAS 材である(I 構造材に申請する場合は JAS 構造材を構造耐力上主要な部分に使用しなければなりません。)(b)必要があります。

また、10件以上を申請する場合には、(a)と(b)の両方の条件を満たしていなければなりません。10件以上の上限は、特に定めていません。

### 【公募要領第5関係】

#### ・公共建築物等

Q) どのような施設が対象となりますか。

A)

本事業の対象とする公共建築物等とは、公募要領別表の「助成対象となる公共建築物等」の欄に○を付した用途の区分に供される建築物とします。個別の物件の適否の判断は、原則として建築確認申請等における用途の区分により行います。

なお、外構材については、上記の建築物に附帯して設置される外構施設のほか、公園や道路などの公共の場に設置される外構施設なども対象とすることができます。

#### ・建築主の条件

Q) 建築主に制限はありますか。

A)

国が建築主である建物は対象となりません。

公募要領別表の「助成対象となる公共建築物等」の欄に○(※)が付された建築物は、地方自治体又は災害対策基本法に基づく指定公共機関が整備するものに限られます。

それ以外の公共建築物等(○だけのもの)については、民間の事業者や個人等が整備する物件も対象にすることができます。

#### ・指定公共機関

Q) 指定公共機関とはどのようなものをいいますか。

A)

災害対策基本法において、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人等のうち内閣総理大臣が指定するものを指定公共機関と位置付けています。

これらの機関は、防災業務計画の策定を始めとして、災害予防・応急・復旧等で重要な役割を果たしており、官民が一体となった取組の強化を図るため、スーパー、総合小売グループ、コンビニエンスストア等も指定されています。

個別の機関は、内閣府の防災情報のページで確認してください。

#### ・国の助成

Q) 国の助成とはどのようなものが対象になりますか。

A)

建物の整備等に係る国庫補助金などが対象になります。

#### ・用途の変更

Q) 整備した施設を他の用途に転用することはできますか。

A)

公募要領では、事業の完了した翌年度(令和3年度)から、少なくとも5年間は申請時の公共建築物等の用途を継続していただくことを前提としています。

・申請物件の規模の要件

Q) どのような規模の物件が対象となりますか。

A)

I 構造材

新築、増改築又は修繕等に係るものについては、助成対象となる床面積が $10\text{m}^2$ を超えるものが対象となります。ただし、住宅を兼ねる建築物にあっては、建築物の居住部分を除いた部分の床面積となります。

II 内装材

内装材のみの木材製品の利用の場合、内装材を利用する階の床面積が $10\text{m}^2$ を超えるもの、かつ、内装材を利用する面積が $10\text{m}^2$ を超えるものが対象となります。

III 外構材

扉又は柵の場合、延長1メートル当たりの木材利用量(総木材利用量を工作物の延長で割った数量)が $0.04\text{m}^3$ 以上のものが対象となります。

上記以外のその他外構施設の場合は、木材製品の利用量が $0.2\text{m}^3$ 以上のものとなります。

また、公園等一定区域で複数の外構施設を整備する場合については、全ての外構施設での木材製品の利用量が $0.5\text{m}^3$ 以上であることを要件としています。

【公募要領第6関係】

・対象となる事業

Q) どのような事業が対象となりますか。

A)

I 構造材

公共建築物等に該当する建物の新築、増築、改築などが対象となりますが、いずれの場合も、木材製品を構造耐力上主要な部分の全部又は一部に使用することが条件となります。

II 内装材

公共建築物等に該当する建物の修繕等(木材製品を構造材として設置しない場合に限ります。)を対象とします。古くなった木造建築物の修繕、リフォーム、木造以外の建築物の内装を新たに木質化する場合の他、新築物件であっても構造材の木工事と内装工事が別々に発注される場合に、内装工事を請け負った事業者が当該内装工事をこの区分で申請する事ができます。ただし、その場合、当該物件の構造材の木工事を請け負った事業者は、構造材の申請において内装材利用費を含めて交付申請することはできません。

III 外構材

公共建築物等に付帯して設置される外構施設や公園、道路など公共の場に設置される外構施設の設置などが対象となります。

・内装木質化の対象工事

Q) リフォーム工事の水回りの内装について、下地に木材を利用し表面に仕上げ用に耐水のためのシート等を張る工事について、II内装材の事業の対象になりますか。

A)

Ⅱ内装材の事業は、木材製品を表面の仕上げとして利用する場合のみを対象としますので、対象になりません。

・木材の制限

Q) 使用する木材について制限がありますか。

A)

I 構造材、Ⅱ内装材において、特に制限はありません。

Ⅲ外構材において、以下の条件に該当する木材を使用することとされています。

- ・ 工事に使用する木材製品は全て、事業者がクリーンウッド法に基づく合法性を確認した合法伐採木材であること。

- ・ 次の基準をすべて満たすこと。

- ア 地際又は基礎に接する部分……JAS 規格の K4又は AQ 認証の1種

- イ 構造上重要な部位……上記のほか、JAS 規格の K3又は AQ 認証の2種

- ウ その他の部位……ア及びイの木材のほか、木材保護塗料、表面処理剤の塗布等

・複数の事業の申請

Q) 同一物件について複数の申請を行うことができますか。

A)

同一物件について、I 構造材とⅢ外構材、Ⅱ内装材とⅢ外構材の申請は行うことができます。

I 構造材とⅡ内装材では、I 構造材の助成が内装材を含むものとされていることから、同一事業者が同一物件について申請を行うことはできません。

ただし、同一物件について、構造材の工事(内装工事を含まないもの。)と内装材の工事を別々の業者に発注するなど、構造材と内装材の工事が明確に区分され、工事費が重複しない場合については、同一物件に対し、I 構造材とⅡ内装材の申請をすることができます(申請は、別々の事業者が行うこととなります。)

【公募要領第7関係】

・助成金の額

Q) 助成金の額の計算について教えてください。

A)

I 構造材、Ⅱ内装材、Ⅲ外構材ごとに、以下の方法により算出します。いずれも、1,000 円未満

の端数は切り捨てることとします。

### I 構造材

- ①事業申請時の延べ床面積×39,000 円
  - ②交付申請時の延べ床面積×39,000 円
  - ③交付申請時の構造材利用費((仮設工事費+基礎工事費+木工事費+内装材利用費)×1/2)
- ①～③のうち最も低い金額

### II 内装材

#### ア 壁及び天井

- ①事業申請時の壁及び天井に係る内装材利用面積×12,000 円
  - ②交付申請時の壁及び天井に係る内装材利用面積×12,000 円
  - ③交付申請時の壁及び天井に係る内装材利用費((仮設工事費+内装仕上工事費)×1/2)
- ①～③のうち最も低い金額

#### イ 床

- ①事業申請時の床に係る内装材利用面積×7,000 円
  - ②交付申請時の床に係る内装材利用面積×7,000 円
  - ③交付申請時の床に係る内装材利用費((仮設工事費+内装仕上工事費)×1/2)
- ①～③のうち最も低い金額

#### アとイの両方を含む場合

- ①(アの①)+(イの①)
  - ②(アの②)+(イの②)
  - ③(アの③)+(イの③)
- ①～③のうち最も低い金額

### III 外構材

#### ア 塀又は柵

- ①事業申請時の外構利用延長×17,500 円\*と事業申請時の当該部の木質化部分に係る外構材利用費(仮設工事費+基礎工事費+木工事費)の見積額の低い方の金額
  - ②交付申請時の外構利用延長×17,500 円\*
  - ③交付申請時の当該部の木質化部分に係る外構材利用費
- ①～③のうち最も低い金額

(\* クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から全ての木材製品を調達する場合、又は登録木材関連事業者が申請を行う場合は、17,500 円が 30,000 円となります。)

#### イ その他の外構施設

- ①事業申請時の木材製品利用量×100,000 円\*と事業申請時の当該部の木質化部分に係る外構材利用費の見積額の低い方の金額
- ②交付申請時の木材製品利用量×100,000 円\*

③交付申請時の当該部の木質化部分に係る外構材利用費

①～③のうち最も低い金額

(\* クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から全ての木材製品を調達する場合、又は登録木材関連事業者が申請を行う場合は、100,000 円が 150,000 円となります。)

ウ 一定区域に複数の外構施設を木質化する場合

①事業申請時の(外構利用延長×17,500\*円)+(木材製品利用量×100,000\*円)と外構材利用費の見積額の低い方の金額

②交付申請時の(外構利用延長×17,500\*円)+(木材製品利用量×100,000\*円)

③交付申請時の外構材利用費

①～③のうち最も低い金額

(\* クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から全ての木材製品を調達する場合、又は登録木材関連事業者が申請を行う場合は、それぞれ 17,500 円が 30,000 円に、100,000 円が 150,000 円となります。)

・助成の上限額

Q) 助成金に上限額はありますか。

A)

I 構造材、II 内装材において、上限の規定はありません。

外構材についてのみ、一件当たりの上限額が 3,000 万円に規定されています。

・構造材の床面積

Q) 木造と他の構造を併用した建築物についても延べ床面積の全てが助成対象になりますか。

A)

木造と他の構造を併用した建築物については、木材製品を構造耐力上主要な部分へ利用した階を対象面積とし、当該階における木材製品の利用について助成することとします。

【公募要領第 9 関係】

・事業申請の締切

Q) 事業申請は、10 月 30 日までに行えばいいですか。

A)

申請期限は 10 月 30 日としていますが、予算額や事業の採択状況等により変更される場合もあり得ます。

【公募要領第11関係】

・事業の採択について

Q) 事業の採択は、事業申請の締め切り後に決定されますか。

A)

審査は、事業申請の受付順に行い、要件との整合を確認したのから随時審査結果通知書を発出することとしています。

【公募要領第12関係】

・工事着手の時期

Q) 「現場の工事に着手」とは、どういう状態をいいますか。

A)

助成に係る工事を当該現場でとりかかる日とします。

【公募要領第15関係】

・対象物件の確認

Q) 「必要に応じ・・・対象物件を確認」とあるが、どのような頻度で実施されるのか。

A)

大規模な物件や普及効果の高いと思われる物件等を中心に抽出して確認を行いたいと考えています。

対象とする場合には、事前に連絡して調整して行うこととします。

【公募要領第16関係】

・事業完了

Q) 何をもって事業完了と見るのか。

A)

助成に係る工事が終了した時点とし、建物が竣工しているか否かは問いません。特に部分完了の場合は、工事に係る変更契約の締結等により、完了部分の金額を確定させることが必要です。こうした場合には、個別に判断することが必要ですので、具体的な案件について事務局とご相談願います。

(例)

- ・ I 構造材の助成で木工事までを助成対象とする場合  
構造材の建て方が完了した時点とします。
- ・ I 構造材の助成をすべて申請する場合  
建物において内装仕上げが完了し、仮設も撤去が完了した時点とします(木質化部分に限

る。)

仮設撤去が終了していない場合、撤去費用は助成対象外となります。

・ II内装材

内装仕上げが完了した時点とします(木質化部分に限る。)

・ III外構材

外構施設が完成した時点とします。

**【公募要領第18関係】**

・助成金交付請求書の提出先

Q)助成金交付請求書は地域木材団体を經由しなくていいのか。

A)

全木連に直接提出してください。